

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律
(クリーンウッド法)の事業者登録について

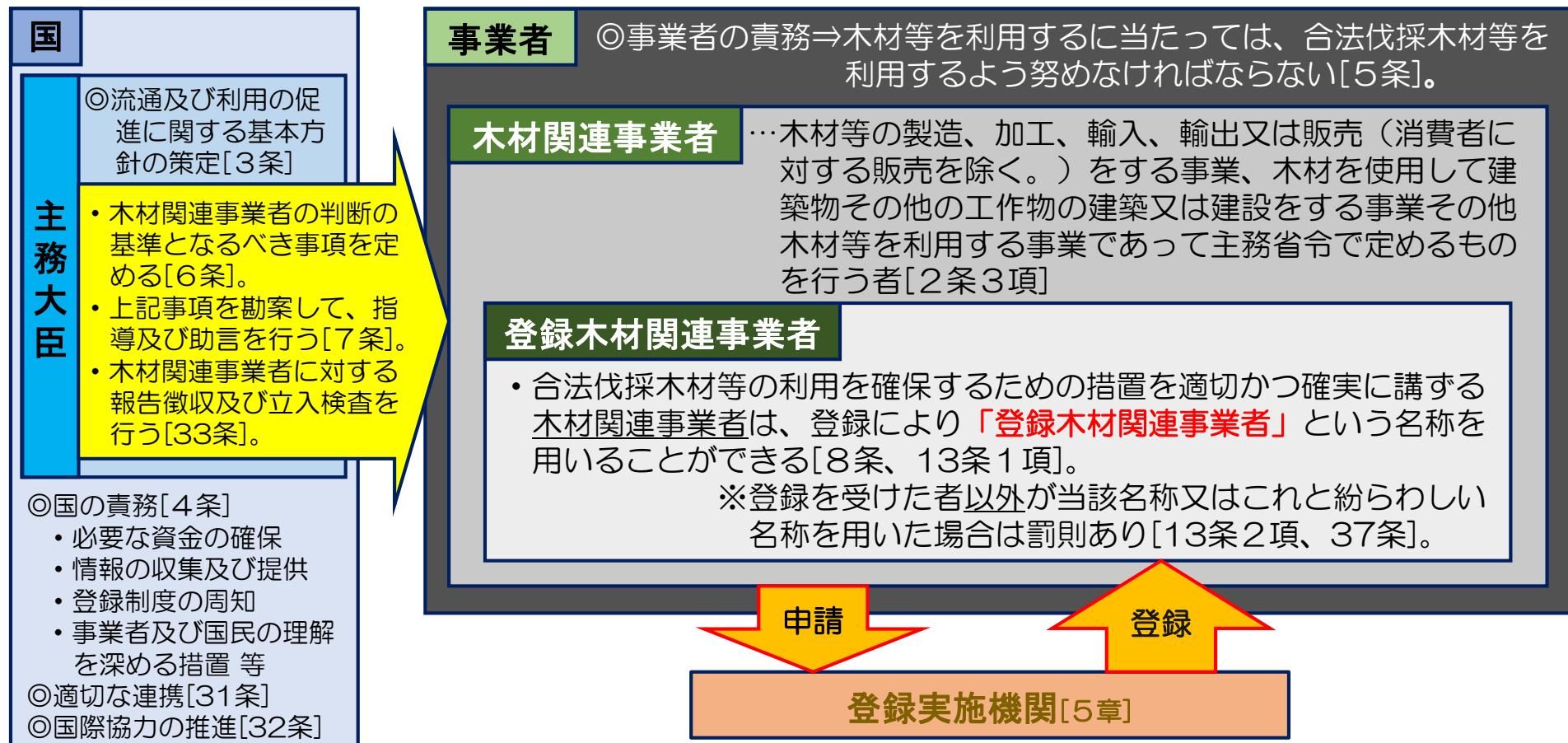
(公財)日本合板検査会

平成30年1月

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）

定義

- ・木材等：木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。） [2条1項]
- ・合法伐採木材等：我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（リサイクル品を除く。） [2条2項]



クリーンウッド法のねらい

法のねらい

我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用の促進
(流通・利用する合法伐採木材等を増やすこと)

事業者は

そのために

- 事業者一般は合法伐採木材等の利用に努める(第5条)
- 木材及びその製品(省令で定義)を製造・加工・輸入・販売(消費者への販売を除く)する又は木材を使用して建築等をする事業者(木材関連事業者)は国が定める基準に沿った合法伐採木材等の確認等(DD (due diligence デューデリジェンス)等)を行う(第6条)
- 上記の措置を適切かつ確実に行う者は登録を受け、「登録木材関連事業者」の名称を使用できる(第13条)

国は

そのために

- 諸外国の法令等に関する情報を収集・提供する(第4条)
- 法の意義を国民・事業者に広報する(第4条)
- 木材関連事業者に対し指導・助言、報告徴収・立入検査を行う(第7条、第33条)
- 登録木材関連事業者の優良な取組を公表する(第4条)
- 諸外国・民間団体等と連携・協力する(第31条、第32条)

法に基づき木材関連事業者が取り組む主な内容

木材関連事業者が取り組むべき措置

取り扱う木材等の合法性の確認等を行い、合法伐採木材等を利用するよう努める

確認の対象となる木材等

グリーン購入法の対象物品をベースに対応可能な品目を加えて制度運用を開始

確認のしかた

川上の木材関連事業者(輸入業者、丸太搬入業者等)【第一種木材関連事業】

⇒樹種・伐採地、証明書等の情報及び国が提供する情報に基づき合法性を確認

川下の木材関連事業者(製紙業者、家具業者、流通業者、建築業者等)【第二種木材関連事業】

⇒購入先が発行する合法性を証明する書類に基づき合法性を確認

登録のしかた

川上の事業⇒事業全体を登録

川下の事業⇒部門・部材群・製品群ごとの登録が可能

合法伐採木材等の流通利用の促進

対象物品【2条1項関係】

木材・
木材製品

対象物品

グリーン
購入法

木材

丸太 単板 突き板
木質ペレット
チップ状又は小片状
の木材

製材 集成材
間伐材 合板
単板積層材

家具

対象物品案以外の家具

家庭用の下記物品

オフィス用の
いす 机 棚
収納用什器
ローパーテイション
コートハンガー 傘立て
掲示板 黒板 ホワイトボード
ベッドフレーム

その他

対象物品案以外のその他
物品

サイディングボード

フローリング
木質系セメント板

2条1項

この法律において「木材等」とは、木材(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。)及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。)をいう。

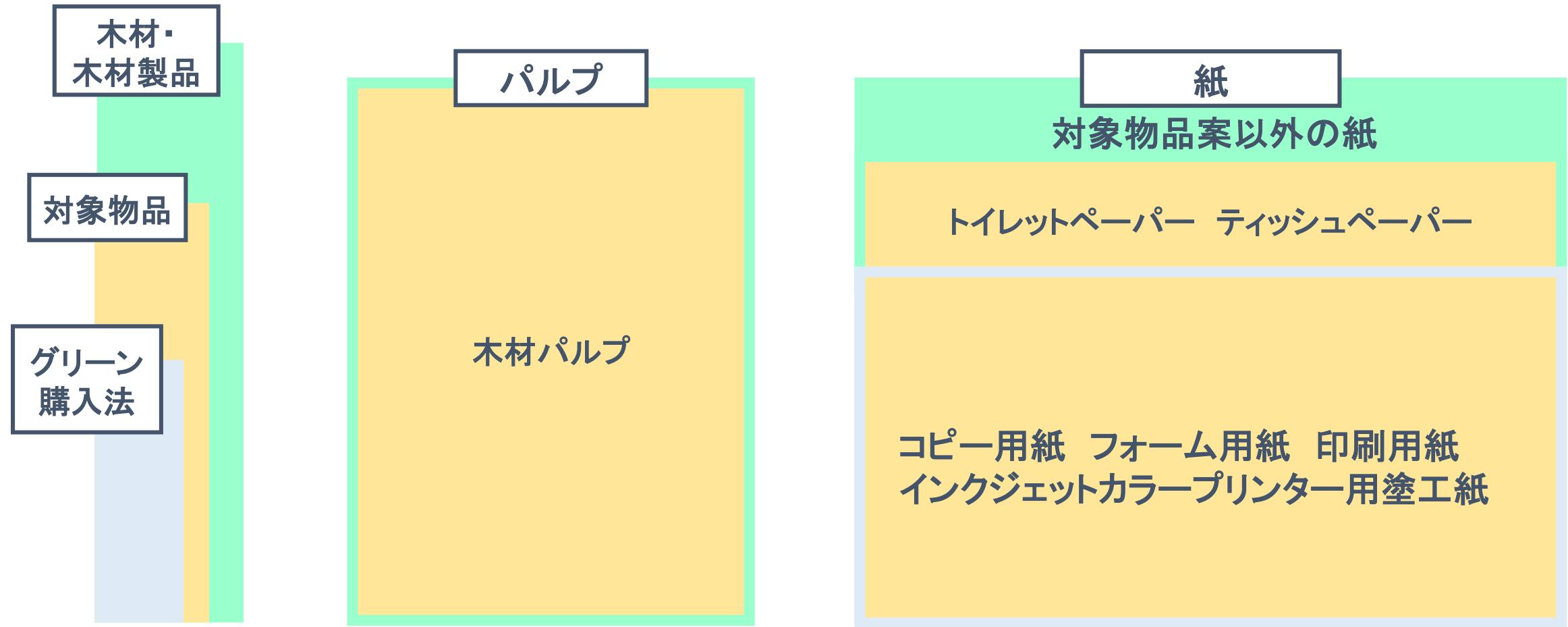
合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ&A

平成29年6月29日作成
平成29年11月20日追加

番号	問い合わせ	答え
(1)木材等について		
1	「木材」は具体的にどのようなものか。	<p>本法の対象とする「木材」には、「丸太」の他、以下の①～④が該当します。</p> <p>①「ひき板及び角材」：縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるもの。</p> <p>②「単板及び突き板」：合板用単板、これらに類する積層木材用単板その他の縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートル以下のもの。</p> <p>③「合板、単板積層材及び集成材」：合板やこれに類する積層木材として、集成材やCLT、LVLなどが該当。</p> <p>④「木質ペレット、チップ及び小片」：チップ状又は小片状の木材や木毛及び木粉、小片をペレット状に凝結させたもの。</p> <p>塗装や切断、湾曲などの加工を経ていても、これらに該当するものは「木材」となります。</p> <p>なお、薪、木炭、竹、OSB、コルク、纖維板、パーティクルボード、輸送用木箱、木製パレットは木材等に該当しません。</p>

3	合板型枠(合板と桟木を組み合わせたもの)は、本法の対象とする木材等に該当するのか。	該当しません。ただし、合板型枠の材料となる型枠用合板及び桟木は、「木材」に該当します。
3	「バイオマス発電事業」を行う者に自家発電やバイオマスボイラーによる熱利用を行う者は含まれるのか。	木材関連事業者に該当するバイオマス発電事業者とは、電気事業者による再生可能エネルギー電機の調達に関する特別措置法第2条第5項に規定する認定事業者を指し、自家発電やバイオマスボイラーによる熱利用を行う者は含まれません。

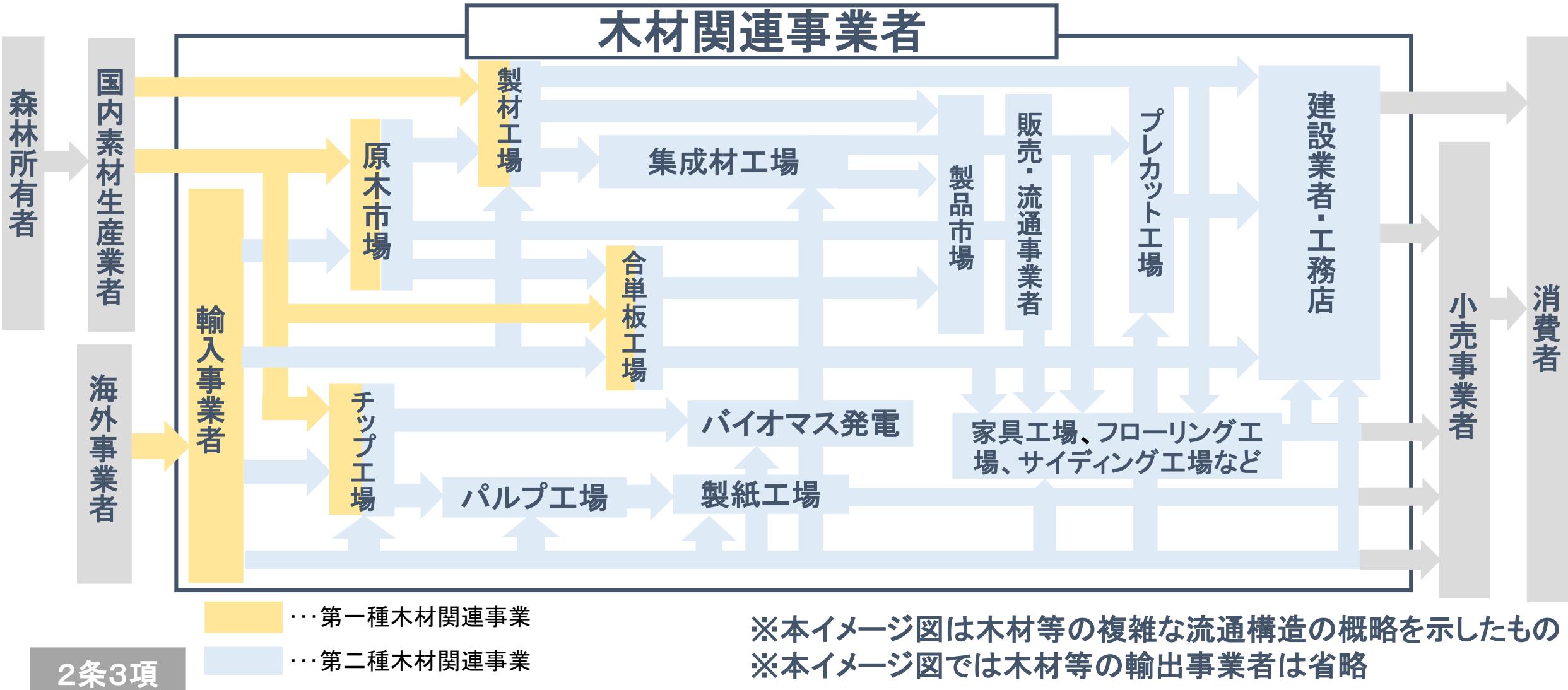
対象物品【2条1項関係】



2条1項

この法律において「木材等」とは、木材(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。)及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。)をいう。

木材関連事業者の範囲【2条3項関係】



この法律において「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売(消費者に対する販売を除く。)をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者をいう。

登録する事業の範囲【9条1項関係】

事業単位
(株式会社〇〇)

事業所・部門単位等
例)〇〇事業部、〇〇グループ

部材群・製品群単位
例)構造材、〇〇シリーズ

9条1項

…第一種木材関連事業

…第二種木材関連事業

前条の木材関連事業者の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録実施機関に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる事業の範囲に係る事項として主務省令で定める事項

3 (新)	登録に必要な要件は何か。	<p>「登録木材関連事業者」の登録には、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に実施することが必要です。</p> <p>このため、登録申請者においては、どのような方法・体制等により合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講じるかについて申請書に記載することが必要です。この体制の整備には、分別管理や責任者の設置、合法伐採木材等の利用等に関する行動規範の設定(又は既存の行動規範の見直し)が含まれます。</p> <p>また、少なくとも年1回登録実施機関に合法伐採木材等の利用を確保するための措置の実施状況について報告することが必要です。</p>
4 (新)	連結子会社を含めたグループ企業、業界団体において、一括で登録できるのか。	<p>登録実施機関が委任申請を受けることは可能です。ただし、申請を委任しているだけであって、申請者はあくまで個別事業者となります。</p> <p>委任申請としては、小規模な事業者の登録を促進するため、業界団体等が委任を受けて申請することや、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」により業界団体が取り組んできたことを活用するため、そのような業界団体が委任を受けて申請すること、連結子会社を含めたグループ企業において、親会社等が委任を受けてグループ内の企業の申請を行うことを想定しているものです。</p> <p>なお、詳細は、登録実施機関に確認する必要があります。</p>

7
(新)

木材等の製造や加工を別の事業者に委託する場合には、委託元と委託先のどちらが木材関連事業者となるのか。

木材等の製造・加工を行おうとする事業者が別の事業者に木材等の製造・加工を委託する場合、その委託形態は様々なものがあるものの、原則として、木材等の所有権を有し、合法性の確認等の措置を行い得る事業者が木材関連事業者になります。

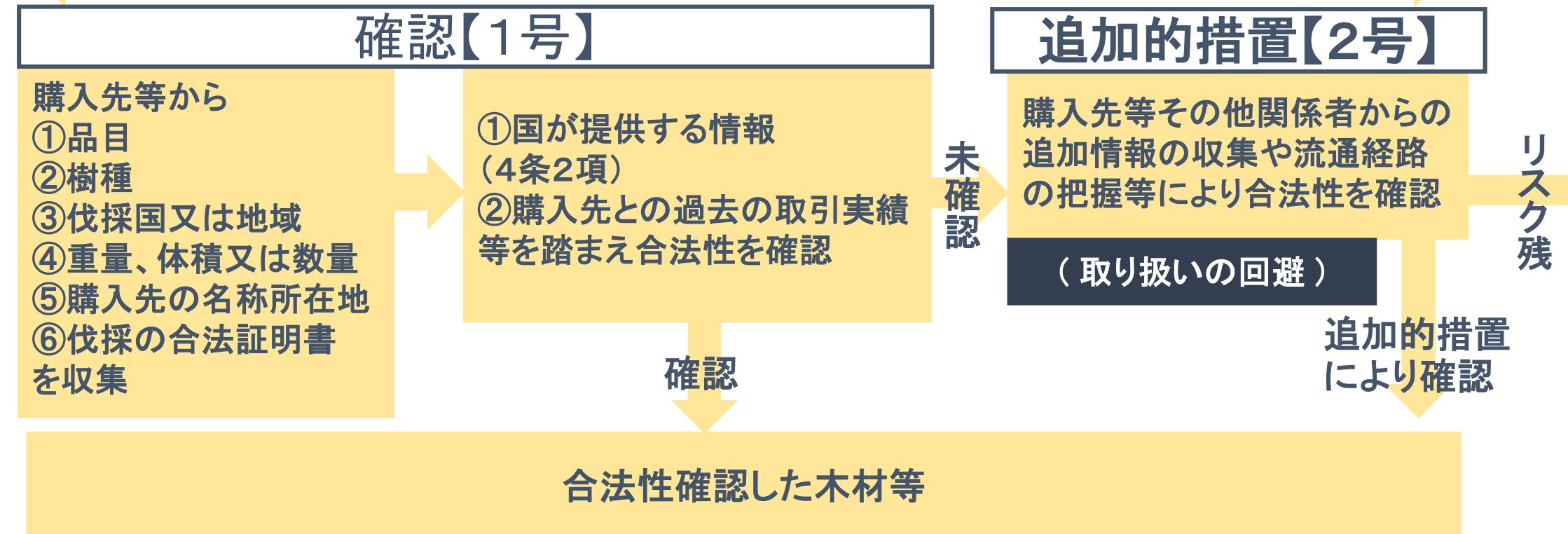
例えば、委託元が原材料となる木材の所有権を有したまま、委託先に供給して製造や加工を行わせ、委託元が販売する場合には、委託元のみが木材関連事業者となります。一方、委託先が木材を調達し、製造や加工だけでなく木材の所有権を有する場合には、委託先は木材関連事業者となります。これらの場合においても、分別管理については委託元と委託先が協力して行う必要があるため、体制を整備しておくことが必要です。

なお、委託元が設計等のみを行う場合など、木材の調達にも販売にも携わらない場合であっても、委託元が合法性の確認を行い得る場合には、当事者間の調整により委託元が木材関連事業者となることを妨げるものではありません。

7 (新)	<p>第一種木材関連事業を行っている部門から木材等を受け取って第二種木材関連事業を行う部門がある場合、どのように合法性の確認等の措置を行えばよいのか。</p> <p>また、第一種木材関連事業又は第二種木材関連事業のいずれかのみを登録したい場合、どのように申請を行えばよいのか。</p> <p>加えて、第一種木材関連事業及び第二種木材関連事業の両方を登録する場合、一つの申請書で申請することは可能か。</p>	<p>第一種木材関連事業を行っている部門から木材等を受け取って第二種木材関連事業を行う部門がある場合には、合法性の確認は、第一種木材関連事業を行っている部門において、第一種木材関連事業者として行い、他の事業者への譲渡しの措置は、第二種木材関連事業を行う部門において第二種木材関連事業者として行うことになります。このため、部門間で合法性の確認の情報の伝達をしておく必要があります。</p> <p>また、この場合に、例えば第一種木材関連事業のみを登録するにあたっては、第一種木材関連事業者としての措置（合法性の確認や部門間の情報伝達等）が適切かつ確実に実施されることが要件となり、第二種木材関連事業として行う措置については要件となりません。</p> <p>第一種木材関連事業及び第二種木材関連事業の両方を登録する場合は、1つの申請書で申請できます。なお、詳細は、登録実施機関に確認する必要があります。</p>
10 (新)	<p>登録木材関連事業者は合法伐採木材等しか取り扱えないのか。</p>	<p>登録木材関連事業者であっても、合法伐採木材等以外の木材等を取り扱うことは可能です。ただし、合法性の確認ができた木材等と合法性の確認ができなかった木材等とは分別管理して、流通させる必要があります。</p>

合法性確認の方法(川上・第一種木材関連事業)【6条1項関係】

合法性確認の方法(川上・第一種木材関連事業)【6条1項関係】

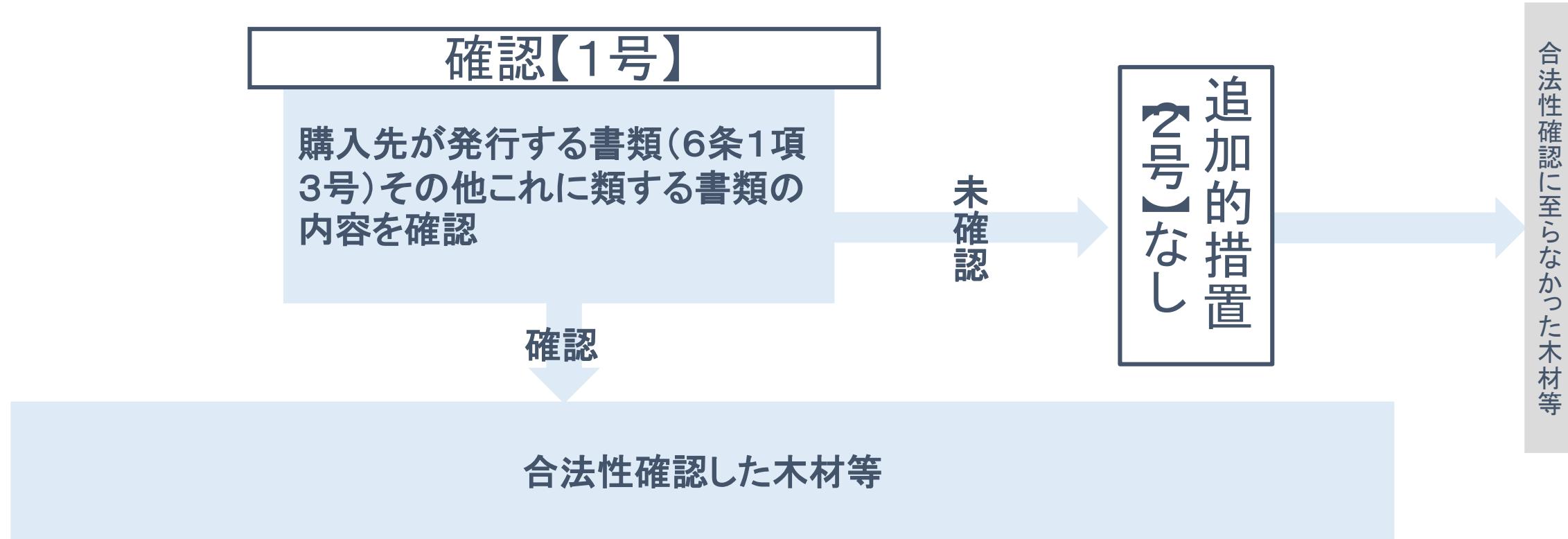


6条1項

主務大臣は、合法性確認の方法(川上・第一種木材関連事業)【6条1項関係】を確保するために取り組むべき措置に関する事項を定めるものとする。

- 一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項
- 二 前号の確認ができない場合において合法性確認の方法(川上・第一種木材関連事業)【6条1項関係】を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

合法性確認の方法(川下・第二種木材関連事業)【6条1項関係】



6条1項

主務大臣は、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、主務省令で、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置に關し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項
- 二 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施することが必要な措置に関する事項

1
(新)

判断基準省令第6条における「合法伐採木材等の分別管理」とは、何を分別するのか。また、分別の方法は倉庫の区画など物理的方法でなければならないのか。

合法性の確認ができた木材等とそれ以外の木材等に分別することを求めています。分別管理の方法は、明確に分別して管理できるのであれば、その方法は問いません。倉庫等において物理的に区画する方法のほか、例えば、ロット番号、バーコードなどを用いて管理することも想定されます。

登録までの流れ

登録木材事業者

事前打ち合わせ
＊登録範囲など

登録範囲の要望書
作成・提出

見積への同意書

登録免許税の納付
申請書の作成・提出

補正作業

補正完了・報告

審査手数料の支払い

木材関連事業者

登録実施機関

公表

登録証の発行

登録簿への登録

登録の可否を通知

登録の可否の決定

理事長への報告

審査結果報告書の作成

審査の実施

受理通知書発行
審査料請求書発行

受付台帳に記載

補正要求

受付・申請確認

登録範囲の要望書受付
見積書の作成



業務案内 | クリーンウッド法

TOP / 業務案内 / クリーンウッド法

» ホーム

» お知らせ

» 加工木材事典

» 情報誌・パンフレット

JAS Statistics

» スタッフから

» ホルムアルデヒド情報

» よくある質問

» 関連リンク

» サイトマップ

登録実施機関

平成29年10月17日付けにて、本会はクリーンウッド法による登録実施機関の登録を農林水産省、経済産業省、並びに国土交通省の3省より受け、平成29年10月27日に官報に公示されました。

合法伐採木材等の利用の確保のための措置を適切かつ確実に行える否かの観点で審査を実施し、木材関連事業者の登録を行います。

登録実施事務規程→ PDFファイル

登録実施事務の方針→ PDFファイル

概要

クリーンウッド法「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」は平成28年5月20日に公布され、平成29年5月20日に施行となりました。

本法はグリーン購入法「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(H12.5.31日公布、H13.4.1施行)に続く新たな違法伐採対策法であり、国等の公的部門だけでなく、対象を民間事業者にも拡大、供給側のみならず需要者側も対象にしたものです。

「違法伐採」については確立された定義はありませんが、一般的には、それぞれの国の法令に違反して行われる伐採を指すものとされ、例えば、正規の許可を受けていない伐採、許可された量・サイズ以外の伐採、伐採禁止地域における伐採、伐採が禁止されている樹種の伐採等となります。

違法伐採に係る木材の流通は、地球温暖化の防止、自然環境の保全、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能に影響を及ぼすおそれがあり、また、木材市場における公正な取引を害するおそれがあることから、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置等を講ずることにより、自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資することを目的としています。

登録手続きの開始についての留意事項等

- 事前の打合せから行いますので、下記の「登録のご案内」、「登録範囲の要望書」、並びに添付資料をご覧いただき、ご一読いただきますようお願い申し上げます。
- 本会は、全国に7事業所があります。登録の問い合わせを行う場合は、本部又は担当区域の事業所にお問い合わせください。

事業所等一覧→ PDFファイル

登録のご案内 (登録の手順、手数料等)→ PDFファイル

登録範囲の要望書→ Wordファイル

登録範囲の要望書 (記載例) → PDFファイル

添付資料1「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の概要等」（平成29年10月）→ PDFファイル

添付資料2「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引」（平成29年9月15日版）→ PDFファイル

添付資料3「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に係るQ & A」（平成29年11月20日追加版）→ PDFファイル

添付資料4「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づく合法木材の普及に向けた家具に関するガイドライン」（平成29年5月23日）→ PDFファイル

※尚、添付資料につきましては、更新される場合がございますので、「クリーンウッド・ナビ」を合わせてご覧ください。
<http://www.rinya.maff.go.jp/riyou/gocho/index.html>

登録申請について

クリーンウッド法のしくみについて既にご了知の会社、団体におかれましては、下記の登録申請に必要な提出書類を準備され、本部又は担当区域の事業所にご連絡のうえ、送付願います。

【提出書類】

登録申請書 様式1→ Wordファイル

登録申請書に係る 別表1、別表2→ Wordファイル





» 登録手数料一覧(税別となります。)

1. 新規登録手数料

(1) 事業者による登録申請

事業の別	事業所等の数	金額	備考
第一種木材関連事業	a.事業所等数 9以下	32,000円	登録事項確認手数料・ 登録証発行手数料を含みます。
	b.事業所等数 10~29	40,000円	
	c.事業所等数 30以上	48,000円	
第二種木材関連事業	a.事業所等数 9以下	30,000円	
	b.事業所等数 10~29	38,000円	
	c.事業所等数 30以上	54,000円	
第一種木材関連事業及び 第二種木材関連事業	a.事業所等数 9以下	48,000円	
	b.事業所等数 10~29	56,000円	
	c.事業所等数 30以上	68,000円	

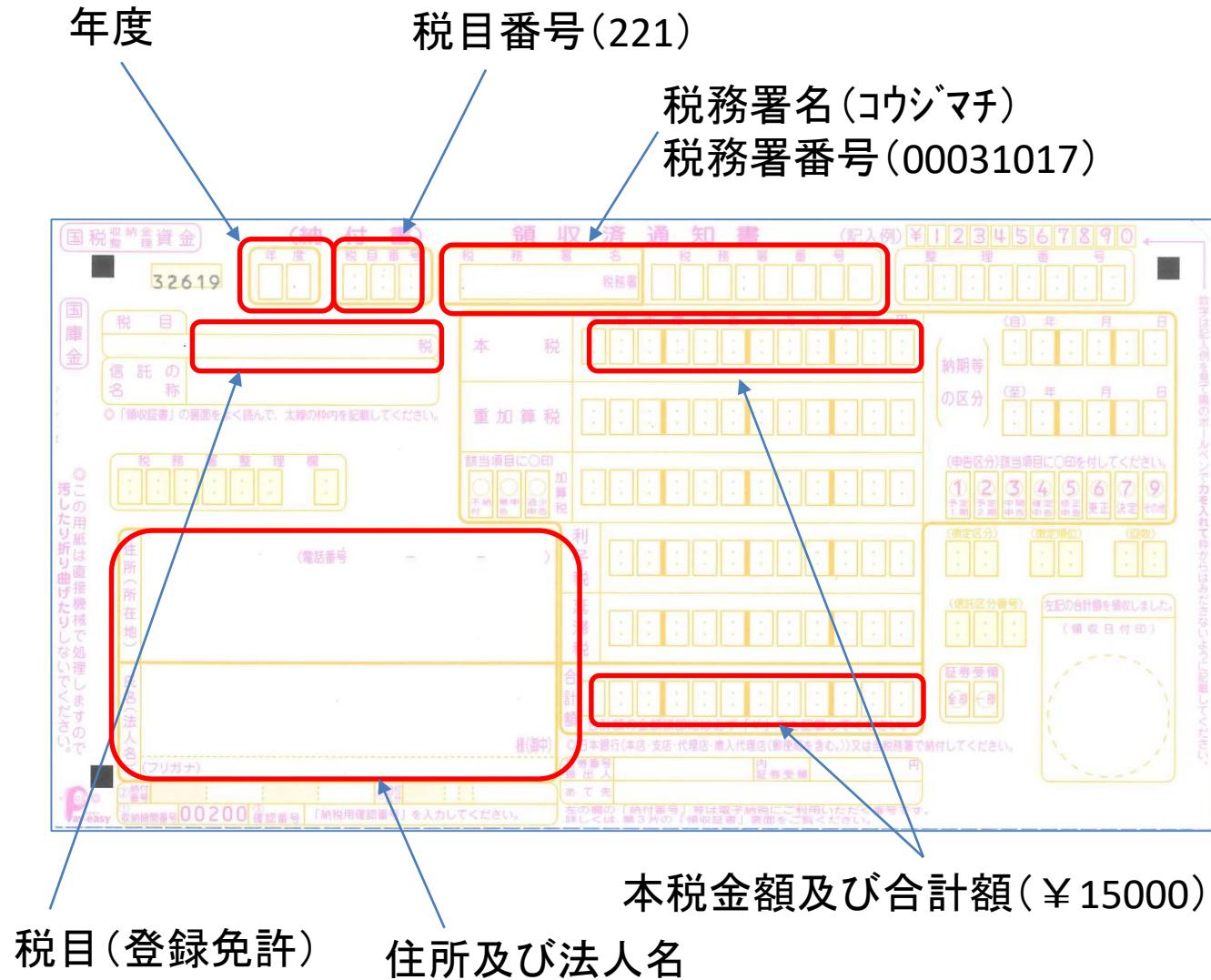
(2) 林野庁の定める「木材・木製品合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく証明方法並びに都道府県等による認証制度の認証を得ている事業者による登録申請

事業の別	事業所等の数	金額	備考
第一種木材関連事業	a.事業所等数 9以下	30,000円	登録事項確認手数料・ 登録証発行手数料を含みます。
	b.事業所等数 10~29	38,000円	
	c.事業所等数 30以上	46,000円	
第二種木材関連事業	a.事業所等数 9以下	28,000円	
	b.事業所等数 10~29	36,000円	



公益財団法人 日本合板検査会	〒:105-0033 東京都港区西新橋3丁目13番3号 (ユニゾ西新橋3丁目ビル) TEL:(03)5776-2680、FAX:(03)3438-1360 Email: info@jpic-ew.or.jp
北海道検査所	〒:003-0013 北海道札幌市白石区中央3条3丁目6番25号 TEL:011-833-0808、FAX:011-833-3222 Email: jpic-hkd@jpic-ew.or.jp
東北検査所	〒:020-0122 岩手県盛岡市みたけ1丁目5番49号 TEL:019-647-1660、FAX:019-647-1662 E-mail: jpic-thk@jpic-ew.or.jp
東京検査所	〒:340-0028 埼玉県草加市谷塚2丁目11番33号 TEL:048-928-3331、FAX:048-928-3333 E-mail: jpic-tky@jpic-ew.or.jp
名古屋検査所	〒:453-0855 愛知県名古屋市中村区烏森6丁目117番地 TEL:052-483-2225、FAX:052-483-2227 E-mail: jpic-ngy@jpic-ew.or.jp
大阪検査所	〒:559-0026 大阪府大阪市住之江区平林2丁目2番8号 TEL:06-6685-0255、FAX:06-6685-5134 E-mail: jpic-osk@jpic-ew.or.jp
中国検査所	〒:690-0825 島根県松江市学園1丁目9番8号 TEL:0852-25-5755、FAX:0852-25-5756 Email: jpic-cgk@jpic-ew.or.jp
九州検査所	〒:801-0841 福岡県北九州市門司区西海岸3丁目1番38号 TEL:093-321-3434、FAX:093-321-3435 E-mail: jpic-kys@jpic-ew.or.jp

登録免許税の納付方法について



- 領収済通知書(3枚綴り)
最寄りの税務署で入手できますが、
麹町税務署以外の税務署で入手さ
れる場合は、税務署名、税務署番号
が記載されていない様式を入手して
ください。
- 年度、税目番号(221)、税務署名(コ
ウジマチ)、税務署番号(00031017)、
税目(登録免許税)、本税金額
(¥15000)、合計額(¥15000)、住
所、法人名を記入してください。
- 税務署、銀行、郵便局で納付してく
ださい。
- 領収印が入った領収証書の写しを
提出してください。

ご清聴ありがとうございました。